

雇用保険法施行規則の改正について（雇用調整助成金等）

1. 改正の趣旨

世界的な金融危機に伴う景気後退に対応するため策定された「緊急雇用対策」（平成 21 年 10 月 23 日緊急雇用対策本部決定）を踏まえ、雇用調整助成金を利用した出向に係る支給要件を緩和する。

2. 改正の内容

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）を利用した出向については、従来、助成対象となる出向からの復帰後 6 か月以上経過しないと再度の出向は助成金の支給対象とはならないところ、この制限を撤廃し、6 か月の経過を待たずして行われた再度の出向についても助成金の支給対象とする。

なお、この制限の撤廃については、同一の労働者の度重なる出向によりその労働者の雇用が不安定な状態になることを防ぐという趣旨に鑑み、昨今の経済情勢を受けた暫定的なものとし、平成 22 年 11 月 29 日まで（この省令の施行の日から起算して 1 年限り）のものとする。

3. 施行期日等

公布の日（平成 21 年 11 月 30 日を予定）

緊急雇用対策（平成 21 年 10 月 23 日 緊急雇用対策本部）（抄）

Ⅱ. 具体的な対策

1. 緊急的な支援措置

（2）雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等

- ・ 出向元への復帰後 6 か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。